

処遇改善の取組み

1 福祉・介護職員等処遇改善加算

淡島学園は、福祉・介護職員の処遇改善を図るため国において設けられた加算制度のうち、最も加算の高い「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を取得し、職員の賃金改善、資質の向上などに努めています。

具体的な取組内容は次のとおりです。

(1) 賃金改善

- ・加算の対象となる職員に対し一時金を支給

(2) キャリアパス

- ・職員の職位・職責・職務内容等に応じた任用等の要件を規定
- ・職員の職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系について規定
- ・学園に勤務する全ての福祉・介護職員に周知
- ・職員の資格取得のための支援制度を創設
- ・職員の資格等の状況に応じて昇給する仕組みを構築

(3) 職場環境等

① 職員の資質の向上に向けて

- ・働きながら社会福祉士等の資格取得を目指す者に対する「実務者研修」、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する「痰吸引研修」や「強度行動障害支援者養成研修」、中堅職員に対する「マネジメント研修」などの受講を支援

② 労働環境や処遇の改善に向けて

- ・福祉・介護職員それぞれが日頃から抱えている課題の解決のため、職場内でのミーティング等を通じてコミュニケーションの円滑化を図り、職場環境や支援内容を改善
- ・事故やトラブルの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断やメンタルヘルスによる健康管理面の強化、職員休憩室等の整備

③ その他の取組み

- ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

2 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

令和元（2019）年10月の「障害福祉サービス等報酬」改定により追加された、障害福祉人材の更なる処遇改善を目的とした「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」も取得し、職員の賃金改善などに取り組んでいます。

(1) 賃金改善

- ・次の区分ごとに決められた割合に応じて一時金を支給

- ＊経験・技能のある障害福祉人材（介護福祉士等の資格を持つ経験年数10年以上の職員）

- ＊上記以外の障害福祉人材（勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員）

- ＊その他の職種に従事する職員

なお、「経験・技能のある障害福祉人材」の考え方は、対象職種、対象資格、10年以上勤務する者のうち、業務内容や技能等を勘案して決定しています。

(2) 職場環境等

① 職員の資質の向上

- ・「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」の項目と同じ

② 労働環境・処遇の改善

- ・「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」の項目と同じ

③ その他

- ・「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」の項目と同じ